

1. 段の審査
  - (1) 六段より初段の段位は、行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。
  - (2) 八段・七段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。
    - ①行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
    - ②論文 行射の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す論文を査定する。
2. 教士の査定 行射、指導力及び論文の総合成績により合否を決定する。
  - (1) 行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
  - (2) 面接 行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。
  - (3) 論文 行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。
3. 錬士の査定 行射、面接及び学科の総合成績により合否を決定する。
  - (1) 行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
  - (2) 面接 行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。
  - (3) 学科 弓道の理解度を査定する。
4. 審査料 (登録料)
 

	初段	2,050円 (登録料 3,100円)	六段	7,200円 (登録料 30,900円)
	弐段	3,100円 (登録料 4,100円)	七段	8,200円 (登録料 51,000円)
	参段	4,100円 (登録料 5,100円)	八段	10,300円 (登録料 72,000円)
	四段	5,100円 (登録料 6,200円)	錬士	6,200円 (登録料 41,000円)
	五段	6,200円 (登録料 10,300円)	教士	9,300円 (登録料 62,000円)
5. 申込手続
  - (1) 方法：受審者は、審査申込書に該当事項を記載し、審査料を添えて、地連会長に提出すること。地連会長は、申込書の記載内容を確認し、審査料を添えて審査申込書を下記宛に申し込むこと。
  - (2) 立射申請：立射で受審する際は、申込書右下の受審者連絡欄に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ること。申込後から審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長より承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告すること。なお、地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身体障害者手帳の写しなどの貼付は不要。
  - (3) 申込先：〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目1番1号 岸記念体育会館内  
公益財団法人全日本弓道連盟 ○○中央審査係 宛  
TEL：03-3481-2387
6. 注意事項
  - (1) 申込手続の際には所属地連の締切日に十分注意すること。  
会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。
  - (2) 申込書には、該当事項を黒のボールペン又は万年筆で自筆により楷書で判りやすく明確に記載すること。鉛筆・サインペン等は使用しないこと。
  - (3) 申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
  - (4) 審査会における服装は、教士、錬士及び五段以上については和服とする。  
その他については原則として弓道衣とする。いずれも必ず本連盟会員証をつけること。
  - (5) 開会式には、原則として全員参加すること。
  - (6) 審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。  
棄権した者には審査料の返還はしない。
  - (7) 会場へは、公共の交通機関を利用すること。
  - (8) 受審者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、受審者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
  - (9) 受審者は健康保険証を持参のこと。
  - (10) 申込み締切後、進行表を地連に通知し、本連盟のホームページにも掲載する。
7. その他
 

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について  
審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。  
ただし、下記(2)の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。

  - (1) 関係資料への記載 (氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)
  - (2) 審査結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載 (氏名、所属地連、既得の称号又は段位)